

## 給与支払報告書の提出はお早めに



四月～十二月 月額二万一千百円  
九万九千九百円

★定額 年額十三万二千四百円  
付加年額十三万六千二百円  
★定額全納 売万九千九百九十九円

### 「償却資産の申告」

事業用資産の所有者は、毎年一月一日現在をもって、償却資産の申告をしていただくことになってます。

申告書の提出は一月三十一日までとなってますので、忘れずに提出してください。

なお、用紙のない人は税務課資産税係へ請求してください。

### 家屋の取りこわしの届出書の提出はすみましたか？

固定資産税は、毎年一月一日現在の所有者に課税しますが、届出書の提出がない時、課税される場合がありますので、次のような場合は「家屋取りこわし届出書」を一月中に税務課まで提出してください。

△ 建物をこわし、滅失登記が済んでないとき。  
△ 未登記家屋をとりこわしたとき。

## 共同説明会

日 時 2月1日  
午後1時～3時  
場 所 市役所3階  
大会議室

一月～三月 月額一万五百円  
三万一千五百円

次とおりです。

与支払報告書の提出義務がありますので忘れないで提出してください。

国民年金の一年間の支払金額は

よろしくお願ひします。

給与支払報告書は、一月三十一日が提出期限となっていますので

なお、ご存知のように二月十六日から所得税並びに市・県民税の申告が始まりますので、できるだけ早期の提出をお願いします。

また、青色専従者給与を支払っている場合についても、専従者給与支払報告書の提出義務がありますので忘れないで提出してください。

国民年金の一年間の支払金額は

あります。

なお、届出書の用紙は、税務課



## 政治家の寄附は禁止。

政治家が選挙区内の人々に、  
お金や物を贈ることは、  
法律で禁止されています。  
違反すると罰せられます。  
また、有権者が寄附を  
求めることも禁止されています。

明るい選挙推進協会

1月22日(日)は、  
「山梨県知事選挙」の  
投票日です。

=まずは一票、  
ここから政治が始まります。=  
投票時間は、  
午前7時～午後6時です。

### ○不在者投票

投票日当日仕事や旅行などでやむを得ない理由のある方は、投票日の前に投票(不在者投票)することができます。

〈期間〉 1月5日～1月21日

〈時間〉 午前8時30分～午後5時

〈場所〉 市役所2階選挙管理委員会

### ○投票所入場券

入場券は、1月14日ごろまでに郵送します。投票所など記載内容をお確かめください。

### ○開 票

投票日即日午後7時30分から市役所3階大会議室で行います。

### ○問 合 先

市選挙管理委員会